

令和7年(2025年)11月10日
豊田総合支所建設農林課

下関市豊田農業公園施設ほか5施設に係る指定管理候補者の選定結果 について

下記のとおり、下関市豊田農業公園施設ほか5施設に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和7年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

(1) 施設の概要

- | | |
|--------|-------------------------|
| ①名 称 | 下関市豊田農業公園施設 |
| ②所 在 地 | 下関市豊田町大字浮石及び八道（浮石原地区） |
| ①名 称 | 下関市豊田地域資源循環活用施設 |
| ②所 在 地 | 下関市豊田町大字浮石字平畠11052番地1 |
| ①名 称 | 田園空間博物館総合案内所 |
| ②所 在 地 | 下関市豊田町大字八道 |
| ①名 称 | 旧殿居小学校維新分校 |
| ②所 在 地 | 下関市豊田町大字塙路子 |
| ①名 称 | 下関市豊田糀乾燥調製施設 |
| ②所 在 地 | 下関市豊田町大字八道字岡田屋敷11092番地4 |
| ①名 称 | 下関市豊田肉用牛繁殖肥育センター |
| ②所 在 地 | 下関市豊田町大字浮石字稗谷10897番地 |

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理候補者の概要

- | | |
|---------|------------------|
| ①名 称 | 有限会社豊田あぐりサービス |
| ②所 在 地 | 下関市豊田町大字八道601番地3 |
| ③主な業務内容 | 農作業受託等 |

2 選定までの経緯

- 令和7年 8月26日 公募により応募団体を募集・受付開始
令和7年 9月 5日 説明会の実施
令和7年 9月26日 募集・受付の終了
令和7年10月27日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田農業公園施設ほか5施設）から下関市長が意見書を受理
令和7年10月31日 下関市が指定管理候補者を選定

（1）応募資格

応募しようとする団体は、次のいずれの要件も満たすこと。

- ①市内に主たる事務所を有する団体であること。
- ②法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ③民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ④指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ⑤地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。（参考：公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター（TEL 083-923-8930 山口県警察本部別館）への照会により調査可能）
- ⑦過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑧インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。
- ⑨消防法（昭和23年法律第186号）に定める甲種防火管理者の資格を有する者を1人配置できること。
- ⑩共同事業体の場合にあっては、構成する全ての団体が②から⑧までに掲げる資格を満たしているとともに、次に掲げる条件を満たすこと。
 - ア) 応募時に、構成する全ての団体による「共同事業体協定書」を提出すること。
 - イ) 指定管理候補者に選定されたときは、市と指定管理施設の管理運営に関する協定を締結する時までに、代表団体及び全ての構成団体の責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、その組合契約書の写しを市に提出すること。
 - ⑪現地説明会に参加すること。

（2）応募状況

説明会参加団体数 1団体

申込書提出団体数 1団体（有限会社豊田あぐりサービス）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営・財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田農業公園施設ほか5施設）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、応募団体を指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田農業公園施設ほか5施設）の委員（5人）

【学識経験者】

岡藤由美子（山口県下関農林事務所農業部 主任）

【経営・財務に関する有識者】

早川幸江（税理士）

【施設の管理運営・利用に関する有識者】

一山未佳（豊田町観光協会 理事）

梅木明衣（下関市農林水産振興部農業振興課 課長）

足立英司（下関市豊田総合支所 総合支所次長）委員長

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

別紙1「下関市豊田農業公園施設ほか5施設の指定管理候補者選定に伴う審査基準」のとおり

※各委員100点満点の採点方式により選定。

※最低制限基準を、委員5人の平均点が60点以上であること、かつ、60点以上の委員が過半数であることとした。

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

（1）採点結果

評価					合計	平均
A委員	B委員	C委員	D委員	E委員		
72点	89点	89点	94点	72点	416点	83.2点

（2）指定管理候補者選定委員会での主な意見

- ・評価方法（6施設一括）
- ・施設利用実績のない施設
- ・施設利用料金
- ・自主事業及び人員体制

- ・今後の計画（利用者増・収益増）
- ・直近の決算（営業損失）

（3）議事録（要点）

別紙2「下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊田農業公園施設ほか5施設）議事録（要点）」のとおり

7 選定結果

下関市は、指定管理候補者選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、有限会社豊田あぐりサービスを指定管理候補者に選定しました。

（1）選定された団体の提案内容

別紙3「事業計画書」のとおり

（2）選定の主な理由

指定管理候補者選定委員会における評価が高く、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしていることから指定管理候補者として適当と認められるため。

8 提案額

5年間の平均額 12,430,000円

5年間の合計額 62,150,000円